⑹　入札方法　総合評価落札方式（詳細は入札説明書による。）。入札金額は仕様書に対する総額をもって行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により、定められた税率により算定された金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約金額のうち消費税額等に相当する額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

２　競争参加資格

⑴　公告日において平成28・29・30年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」又は「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本件の参加を希望する者は、分任契約担当役から本件に限って資格審査を受けることができる。なお、詳細は入札説明書のとおり。

⑵　その他、入札説明書に掲げる要件を全て満たすと認められる者

３　入札書の提出場所等

⑴　入札関連書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒162―8433 東京都新宿区市谷本村町10―５　ＪＩＣＡ市ヶ谷ビル（独立行政法人国際協力機構　研究所）電話03―3269―3201

⑵　入札説明書の掲載及び仕様書の一部資料の交付

ア　入札説明書の掲載先　国際協力機構ホームページ（http://www.jica.go.jp）→「調達情報」→「公告・公示情報」→「各国内拠点（ＪＩＣＡ研究所を含む）における公告・公示情報（研修委託契約、工事、物品購入、役務等）」→「公告・公示情報（2016年度）」→「各国内拠点（ＪＩＣＡ研究所を含む）における公告・公示情報―工事、物品購入、役務等―」→「ＪＩＣＡ研究所」（http://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2016.html）からダウンロードすること。

イ　仕様書の一部資料の交付方法　平成28年10月14日から平成28年11月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間を除く）の期間内に以下の交付場所に事前に電話連絡のうえ「機密保持誓約書」と引き換えに交付する。交付場所　東京都新宿区市谷本村町10―５　ＪＩＣＡ市ヶ谷ビル　独立行政法人国際協力機構　研究所　電話03―3269―3201

⑶　業務内容説明会の開催

ア　日時　平成28年10月27日（木）14時00分から15時00分まで

イ　場所　独立行政法人国際協力機構　研究所３階　会議室２　東京都新宿区市谷本村町10―５　ＪＩＣＡ市ヶ谷ビル

⑷　入札、開札の日時及び場所

ア　日時　平成28年12月26日（月）14時00分

イ　場所　独立行政法人国際協力機構　研究所３階　会議室２　東京都新宿区市谷本村町10―５　ＪＩＣＡ市ヶ谷ビル

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

ア　この一般競争に参加を希望する者は、参加の意思及び上記２に掲げる資格を有することを証明するため、分任契約担当役から競争参加資格の確認を受けなければならない。

イ　入札説明書に基づく総合評価のための技術提案書を入札説明書に示した期限内に分任契約担当役に提出しなければならない。

ウ　開札日の前日までの間において、分任契約担当役等から技術提案書に関し説明を求められた場合にはそれに応じなければならない。

エ　入札説明書において明らかにした技術等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていると分任契約担当役が認めた者のみ、入札日において封印した入札書を提出することができる。

⑷　落札者の決定方法　総合評価落札方式。当該入札者の入札価格が独立行政法人国際協力機構会計規程第25条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の得点の合計に入札価格の得点を加えて得た数値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他、技術提案書において必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしていないと分任契約担当役が判断した者の提出した入札書は無効とする。

⑹　手続における交渉の有無　無

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　関連規定については、「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」（URL：http://association.joureikun.jp/jica/）にて閲覧可能。

⑼　その他、詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Nobuko Kayashima, Deputy Director of the JICA Research Institute, Japan International Cooperation Agency (JICA).

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be procured : Computer Operation and Maintenance Support Services in JICA Ichigaya Building from FY 2017 to FY 2019, 1 Set

⑷　Contract period : From 1 April, 2017 to 31 March, 2020

⑸　Fulfillment Place: As shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who shall :

①　have Grade “A”, “B”, “C” or “D” in “Provision of Services” in terms of the Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.

②　for those who have not applied to the above qualification : Qualification examination which is effective for this tender is available. (Details are as shown in the tendering documentation.)

⑺　Time for Tender : 26 December, 2016, at 14 : 00

⑻　Contact point for tendering documentation : Administration Division, JICA Research Institute, Japan International Cooperation Agency (JICA), 10―5, Ichigaya Honmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8433 Japan. Tel. 03―3269―3201

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年10月14日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
核融合エネルギー研究開発部門
那珂核融合研究所　管理部長　木村　俊之

◎調達機関番号　516　◎所在地番号　08

○第22号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量　フィードスルーボックスの製作　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成30年３月30日

⑸　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

⑵　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則第11条第１項の規定に該当しない者であること。